

令和6年9月18日

第9回

奈義町農業委員会 議事録

奈義町農業委員会

令和6年第9回奈義町農業委員会議事録

- 1 招集の年月日 令和6年 9月18日（水） 午前9時00分から
- 2 招集の場所 奈義町役場 3階 301会議室
- 3 招集の方法 法第27条第1項
- 4 出席・欠席委員 （現在員数20名，2分の1は10名）
出席者○印，欠席者×印

○農業委員

番号	氏名	区分	番号	氏名	区分
1	小童谷 規夫	○	7	延原 輝美	○
2	有 宗 正 二	○	8	森 田 正 明	○
3	永 幡 修	○	9	延 原 孝	○
4	岸 本 武	○	10	豊 福 雅 人	○
5	船 曳 義 隆	○	11	岡 本 誠	○
6	安 藤 栄	○	12	森 安 伸 行	○

○農地利用最適化推進委員

番号	氏名	区分	番号	氏名	区分
13	細 川 茂 夫	○	17	今 井 光 男	○
14	大 町 伸 一	○	18	延 原 道 正	×
15	木 村 弘 始	○	19	高 取 道 廣	○
16	前 原 要	○	20	國 富 英 治	○

出席委員 20名 欠席委員 0名

5 遅刻委員

番号	氏名	区分	番号	氏名	区分

- 6 会議に職務のため出席した者の職，氏名
なし

7 付議案件

- | | | |
|-----|------------|----------------------------------|
| 第1 | 開会、開議の宣言 | |
| 第2 | 議事日程報告 | |
| 第3 | 議事録署名委員の指名 | |
| 第4 | 報告第1号 | 農地法第3条の3の規定による届け出について |
| 第5 | 議案第23号 | 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請について |
| 第6 | 議案第24号 | 農用地利用集積計画案について |
| 第7 | 議案第25号 | 農用地利用集積計画案（農地中間管理権の取得）案について |
| 第8 | 議案第26号 | 奈義町農業振興地域整備計画変更に関する意見について（一般管理分） |
| 第9 | 報告第2号 | 農地法施行規則該当転用届について |
| 第10 | その他 | ①会務報告等
②農林業祭の参加について
③その他 |

8 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 貴樹
書記 榎谷 仁志

9 会議の概要

開会にあたり、出席委員数が定足数に達していることを確認し、第9回奈義町農業委員会を開会した。議事日程を確認し、議事録署名委員を指名した。

報告第1号について、農地法第3条の3の規定による届出として、相続による所有権移転の届出1件を受理した旨の報告があった。内容を確認し、質疑はなく、報告として了承した。

議案第23号について、農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請1件を審議した。申請地は住宅用地への転用を目的とするもので、周辺農地への支障、資力及び信用、関係承諾等について確認した。現地確認の結果も踏まえ、質疑はなく、採決の結果、農業委員及び農地利用最適化推進委員の全

員が賛成又は異議なしとし、本議案を承認した。

議案第 24 号について、農用地利用集積計画案として、新規の使用貸借権設定 1 件を審議した。内容を確認し、質疑はなく、採決の結果、農業委員及び農地利用最適化推進委員の全員が賛成又は異議なしとし、本議案を承認した。

議案第 25 号について、農用地利用集積計画案（農地中間管理権の取得）として、新規の使用貸借権設定 1 件を審議した。農地中間管理機構を通じた利用権設定の内容を確認し、質疑はなく、採決の結果、農業委員及び農地利用最適化推進委員の全員が賛成又は異議なしとし、本議案を承認した。

議案第 26 号について、奈義町農業振興地域整備計画変更に関する意見として、農用地区域からの除外に係る案件を審議した。事業計画、申請地の位置、代替地の有無、周辺農地への影響、土地改良施設への支障、農用地利用集積への影響及び圃場整備後の経過年数等について説明を受け、農振除外の要件を確認した。

同議案については、工場建設に伴う交通量の増加、通学路の安全、周辺環境、排水・水利、地域住民との協議内容の文書化等に関する意見があった。これらの事項は、農振除外後の開発手続及び農地転用手続等において、関係機関及び地域関係者と連携し、引き続き確認・調整を行うべき事項として整理した。

審議の結果、本件は農用地区域からの除外について意見を求めるものであり、農業委員会としては農振除外の要件に照らして判断することを確認した。採決の結果、農業委員及び農地利用最適化推進委員の全員が賛成又は異議なしとし、本議案を承認した。なお、審議中に出された交通安全、環境保全、地域説明等に関する意見については、今後の関係手続において留意することとした。

報告第 2 号について、農地法施行規則に該当する転用届として、農業用施設設置に係る届出を受理した旨の報告があった。当該届出は、農業用倉庫の設置を目的とするものであり、許可を要しない届出案件として内容を確認し、報告として了承した。